



身に覚えのない請求がきた！



ぼくが
つかったよ！

- 1. 家族・知人に確認してみよう！**
家族がカードを使っていたり、知人に頼まれて買ったものかもしれません。



えっ、
毎月払うの？

- 2. 毎月の契約になっていませんか？**
意図せず「定期購入」や「サブスク」の契約をしていないか確認！



もしもし、
カード会社ですか



- 3. 不正利用はカード会社に連絡！**
不正利用の補償には期限があります。
(多くの場合、不正利用の日から60日間)



迷ったら相談！
188



- 4. 消費者ホットライン188に相談！**
架空請求か判断がつかないときは、消費者ホットライン188（いやや）に相談！

身に覚えのない請求のよくあるパターン

- ① 架空請求
- ② 過去に利用、注文したことを見失っていた
- ③ クレジットカードの不正利用

②や③のときは請求を無視してはいけません！

- ！ まずは本当に身に覚えがないか確認！
- ！ クレジットカードの明細はこまめに確認！
- ！ 架空請求か迷ったら、消費者センターに相談！

トラブルの相談は早めに消費者センター(TEL728-2121)または消費者ホットライン(TEL188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

- 申請代行サービス（10月:1件 → 11月:4件）

相 談

韓国へ渡航するため、インターネットで渡航許可の申請をしたが政府の公式サイトではなく民間サイトだったとわかった。4人分で合計52,800円を支払ったが、正規料金よりかなり高い。また、そもそもオンライン申請せずとも、紙の申請で問題なく入国できたことも後からわかった。事業者に返金してほしい。

助 言

電子ビザを申請する際、公式サイトだと思い込み民間の代行サイトを利用し、高額な料金をクレジットカードで支払ってしまったという相談が多くなっています。

利用したサイトに「返金ポリシー」があれば、その規定に基づき返金を求めるすることができます。しかし、サイト内で料金が明示され、「返金不可」と記載されている場合、すでにビザの許可も届いているため、返金は難しいと伝えました。

もし、ビザの許可メールが届いているのにもかかわらず入国できなかったなど、さらに困ったことが起きたら、改めて相談するようアドバイスしました。



しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課 (TEL211-2245) までご連絡ください。